

岐阜県公報

目 次

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	一 ^{ページ}
訓 令 甲		
岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令	(税 務 課)	七

規 則

号 外 (一) 平 成 三 十 一 年 三 月 二 十 五 日

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二号様式裏面を次のように改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

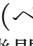
(休日
に当たる
ときは翌日)

平成三十一年三月二十五日

(裏面)

(納付場所等)

1 納付場所等は、次のとおりです。

- (1) 岐阜県内の普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。)、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- (2) 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- (3) ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
- (4) 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗(個人事業税、不動産取得税又は自動車税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限り、)。
セブンイレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ローソン
- (5) Pay-easy(ペイジー)マーク「」印字がある場合は、(1)から(3)までに掲げる金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング(インターネット等による金融機関との取引)、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することができます。
- (6) 口座を開設している金融機関がPayB(ペイビー)に対応している場合は、スマートフォン等用の決済アプリ「PayB(ペイビー)」を利用して納付することができます(個人事業税、不動産取得税又は自動車税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限り、)。
- (7) (5)及び(6)については、次のア及びイにご注意ください。

ア Pay-easy(ペイジー)又はPayB(ペイビー)を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。

イ Pay-easy(ペイジー)又はPayB(ペイビー)をご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

(延滞金)

2 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))となります。

(督促)

3 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を発送します。

(滞納処分)

- 4 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(審査請求)

- 5 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

- 6 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第四十一号様式裏面を次のように改める。


(裏面)

あなた（貴社）の県税が表面のとおり滞納となつていますので、滞納となつている税目別に以下の表の規定及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を發します。

税 目	根 拠 規 定
法人県民税	地方税法第66条
県民税利子割	地方税法第71条の17
県民税配当割	地方税法第71条の38
県民税株式等譲渡所得割	地方税法第71条の58
法人事業税、個人事業税	地方税法第72条の66
不動産取得税	地方税法第73条の34
県たばこ税	地方税法第74条の25
ゴルフ場利用税	地方税法第92条
自動車取得税	地方税法第134条
軽油引取税	地方税法第144条の49
自動車税	地方税法第165条
鉦区税	地方税法第198条
県固定資産税	地方税法第745条第1項において準用する同法第371条
狩猟税	地方税法第700条の64
乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍環境保全税条例第13条第2項

(納付方法)

- 1 この督促状の金額を納めるときは、先に送付しました納付書によつて納めてください。
(納付場所等)
- 2 納付場所等は、次のとおりです。
 - (1) 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く。）、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所

- (2) 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
 - (3) ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
 - (4) 次に掲げるコンビニエンスストア又はMINK端末を設置する店舗（個人事業税、不動産取得税又は自動車税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限り、）
セブンイレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ローソン
 - (5) Pay-easy（ペイジー）マーク「」印字がある場合は、(1)から(3)までに掲げる金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。
 - (6) 口座を開設している金融機関がPay B（ペイビー）に対応している場合は、スマートフォン等用の決済アプリ「Pay B（ペイビー）」を利用して納付することができます（個人事業税、不動産取得税又は自動車税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限り、）。
 - (7) (5)及び(6)については、次のア及びイにご注意ください。
 - ア Pay-easy（ペイジー）又はPay B（ペイビー）を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。
 - イ Pay-easy（ペイジー）又はPay B（ペイビー）をご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。
- (延滞金)
- 3 税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる税額の区分に応じ(1)から(4)までに定める期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割

引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）となります。

(1) 賦課決定に係る税額、申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書を除く。）に係る税額又は納期限以前に提出した申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書に限る。）に係る税額 これらの納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

(2) 納期限後に提出した申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書に限る。）に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間

(3) 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日（修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間

(4) 更正又は決定により納付すべき税額 納期限の翌日から更正又は決定により納付すべき期限までの期間又は当該期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
(滞納処分)

4 この督促状を發した日から起算して10日を経過した日（例：20日發付のときは30日）までに完納されなるときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(審査請求)

5 この督促について、不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促を受けた日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

6 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。したがって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所
自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
別記第三十七号様式その一裏面を次のように改める。

(裏面)

【お知らせ】
あなた（貴社）の自動車税が表面のとおり滞納となつていますので、地方税法第165条及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を発送します。

（滞納処分）
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第167条及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。（審査請求）
この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促状を受けた日の翌日から起算して3か月以内（当該期限の到来よりも地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

（処分の取消しの訴え）
処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

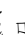
【延滞金について】

納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15

条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）となります。
表面に延滞金額が印刷されているものは、発付日の翌日現在の延滞金が記載されています。納付が遅れますと延滞金が増えます。増加分については、後日、納付書が送付されますので、必ず増加分の延滞金の納付もしてください。

【納付場所】

- 納付場所は、次のとおりです。
 - 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く。）、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
 - 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
 - ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局

次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗
セブンイレブン デイリーヤマザキ フレミリアーネット ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナージュ ローション
備考 1 Pay-easy（ペイジー）マーク「」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。2 口座を開設している金融機関がPay B（ペイビー）に対応している場合は、スマートフォン等用の決済アプリ「Pay B（ペイビー）」を利用して納付することができます。

- 3 Pay-easy（ペイジー）又はPay B（ペイビー）を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。
- 4 Pay-easy（ペイジー）又はPay B（ペイビー）をご利用いただくかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

※ 領収証書は、後日のため大切に保存してください。

別記第百八十三号様式その二裏面を次のように改める。

(裏面)

<p>(延滞金) 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に 応じ、税額(その額に1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が2,000円未満であ るときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(当該 期間の属する各年の前年に租税特別措置法第30条第2項の規定により告示された割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3パーセ ントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した 割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるど き、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨 てる。)を加算してください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日まで の期間については、年7.3パーセントの割合(特別基準割合が年7.3パーセントの割合に 満たない場合は、当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算 した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とな ります。) (督促) 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を發します。 (滞納処分) 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税 法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により 滞納処分をすることがあります。 (審査請求) この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところに 従います。</p>	<p>上り、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐 阜県知事に対して審査請求をすることがあります。 (処分の取消しの訴え) 処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受け た日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜 県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。な お、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を繕本後 でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1) から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分 の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないと き。 (2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を 避けるため緊急の必要があるとき、正当な理由があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
<p>(納付場所) 納付場所は、次のとおりです。 ○ 岐阜県内の普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。)、信託銀行、信用金庫、商工組合中央 金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の 本店、支店、支所又は出張所 ○ 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀 行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店 ○ ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営 む郵便局 ○ 次に掲げるコンビニエンスストア又はMINIKI端末を設置する店舗(個人事業税又は 不動産取得税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが 印刷されているものに限ります。) セブンイレブン デイリーヤマザキ フラミリーワート ミニストップ ヤマザ キスベジナルバートナージュ ヨック ローソン 備考 1 Pay-easy (ペイジー)マーク「」印字がある場合は、上記の 金融機関のPay-easy (ペイジー)に対応しているインターネットの取 引)、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することができます。 2 口座を開設している金融機関がPay B (ペイビー)に対応している場合 は、スマートフォン等の決済アプリ「Pay B (ペイビー)」を利用して 納付することができます(個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が 30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限 ります。)。 3 Pay-easy (ペイジー)又はPay B (ペイビー)を利用して納付さ れた場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の 金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。 4 Pay-easy (ペイジー)又はPay B (ペイビー)をご利用いただけ るかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。 ※ 領収証書は、後日のため大切に保存してください。</p>	

別記第百八十三号の二様式その二裏面を次のように改める。

(裏面)

<p>(延滞金) 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）となり、（暫定） (暫定) 納期限までに税金が完納されないうときは、納期限後20日以内に督促状を發します。 (滞納処分) 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないうときは、地方税法に定める各税目の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。</p>	
<p>(納付場所) 納付場所は、次のとおりです。 ○ 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所 ○ 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店 ○ ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局 ○ 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗（納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限り） セブンイレブン デイリーヤマザキ フレミリーマート ミニストップ ヤマザキスズキヤルバートナーショップ ローソン 備考 1 Pay-easy（ペイジー）マーク「」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットネットワーク又はモバイルネットワーク（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。 2 口座を開設している金融機関がPay B（ペイビー）に対応している場合は、スマートフォン等用の決済アプリ「Pay B（ペイビー）」を利用して納付することができます（納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限り）。 3 Pay-easy（ペイジー）又はPay B（ペイビー）を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。 4 Pay-easy（ペイジー）又はPay B（ペイビー）をご利用いただくかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。</p> <p>※ 領収証書は、後日のため大切に保存してください。</p>	

別記第11百四十七号様式その1裏面を次のように改める。

(裏面)

(延滞金)

納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））となります。

(督促)

納期限までに税金が完納されないときは、納期限後50日以内に督促状を差します。

(滞納処分)

督促状を差した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第167条及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(審査請求)

この税の賦課について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。


(納付場所)

納付場所は、次のとおりです。

- 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く。）、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局

次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗

- セブンイレブン デイリーヤマザキ フアミリーマート ミニストップ ヤマザキスベシヤルバートナージャック ローソン

- 1 Pay-easy (ペイジー)マーク  「Pay-easy」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy (ペイジー)に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング (インターネット等) 等を利用して納付することができます。
- 2 口座開設している金融機関がPay B (ペイビー)に対応している場合は、スマートフォン等用の決済アプリ「Pay B (ペイビー)」を利用して納付することができます。
- 3 Pay-easy (ペイジー) 又はPay B (ペイビー)を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。
- 4 Pay-easy (ペイジー) 又はPay B (ペイビー)をご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

※ 領収証書は、後日のため大切に保存してください。

附 則
この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社